

作成日 2023/10/27

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フローンメタルプライマーEPOⅡ 主剤
製品コード	2530151
整理番号	HNT0034022-1
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分3
健康有害性	皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語
危険有害性情報

危険
H226 引火性液体及び蒸気
有機溶剤中毒を起こす恐れがある。
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 呼吸器の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ
水生生物に毒性。
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き
安全対策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を接地しアースをとること。(P240)

	防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
	火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
	静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
	ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
	環境への放出を避けること。(P273)
	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
	容器を密閉しておくこと。(P233)
応急措置	皮膚又は髪に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
	火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
	皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
	ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
	気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
	眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	眼の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
	漏出物を回収すること。(P391)
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
保管	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
	施錠して保管すること。(P405)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報 化学物質・混合物の区 別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ミネラルスピリット	1～10%	—	有り	既存	8052-41-3
酸化チタン(Ⅳ)	10～20%	—	有り	既存	13463-67-7
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1.0～10%	—	有り	既存	95-63-6
キシレン	1.0～1.0%	—	有り	既存	1330-20-7
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1.0～5.0%	—	有り	既存	108-67-8
エチルベンゼン	0.1～1.0%	—	有り	既存	100-41-4
メタノール	0.1～1.0%	—	有り	既存	67-56-1
タルク	20～30%	—	—	—	14807-96-6
低沸点芳香族ナフサ	1.0～10%	—	—	既存	64742-95-6
硫酸バリウム	1.0～10%	—	—	—	7727-43-7
酸化亜鉛	0.1～1.0%	—	—	既存	1314-13-2
クメン	0.1～1.0%	—	—	既存	98-82-8
結晶質シリカ	0.1～1.0%	—	—	既存	7631-86-9

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。
医師の診断、手当てを受けること。
無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

全ての消火剤

使ってはならない消火剤

情報なし。

特有の消火方法

付近の着火源を断ち、保護具を着用して消火する。
高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
消火活動は風上より行う。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。
消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項	漏出した場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 付近の着火源を取り除き、消火機材を準備する。 。河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 衝撃、静電気に備えて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 後で廃棄処理する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。		
封じ込め及び浄化の方法及び機材			
7. 取扱い及び保管上の注意			
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 換気の良い場所で取り扱うこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 取扱い後はよく手を洗うこと。 周辺での高温物の使用を禁止する。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。	
	安全取扱注意事項	『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 。	
保管	接触回避 衛生対策 安全な保管条件		
8. ばく露防止及び保護措置			
設備対策	防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 適切な換気のある場所で取扱う。 換気の悪い場所においては換気のための装置を設置すること。 取扱いの場所近くには、高温、発火源、となるものが置かれられないような設備とすること。 腐食物質に、作業者が直接触れたり、暴露したりしないような配慮をすること。 有機ガス用防毒マスク 密閉された場所では送気マスクを着用する。 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。 眼の保護具を着用すること。 取扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類をつけること。 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない保護具を着用すること。 静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。		
保護具	呼吸用保護具		
	手の保護具		
	眼、顔面の保護具 皮膚及び身体 の保護具		
特別な注意事項			

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	ライトグレー
臭い	溶剤臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	130℃
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	0.6Vol%
	8Vol%
引火点	41℃（セタ密閉式）
自然発火点	288℃
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.55
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	特になし。
化学的安定性	保管の項目記載の保管条件で安定。
危険有害反応可能性	常温付近では危険な反応はしない。製品は安定していると考えられる。
避けるべき条件	直射日光、炎、火花、高温体との接触を避ける。
混触危険物質	特になし。
危険有害な分解生成物	一酸化炭素などの有害性ガスが発生する場合がある。

11. 有害性情報

急性毒性	データなし
皮膚腐食性／刺激性	加成型が適用できる成分からの判定: 区分2の成分合計が11%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2に該当。
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	シリカが0.15%≥0.1%のため、区分1Aに該当。
生殖毒性	区分1に該当。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	タルクが25%≥10%のため、区分1(呼吸器)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	硫酸バリウムが5%≥1%のため、区分2(呼吸器)に該当。 タルクが25%≥10%のため、区分1(呼吸器)に該当。 1, 3, 5-トリメチルベンゼンが1.2%≥1%のため、区分2(呼吸器)に該当。

誤えん有害性	1, 3, 5-トリメチルベンゼンが1.2%$\geq$1%のため、区分2(中枢神経系)に該当。 1, 2, 4-トリメチルベンゼンが5%$\geq$1%のため、区分2(呼吸器)に該当。 1, 2, 4-トリメチルベンゼンが5%$\geq$1%のため、区分2(中枢神経系)に該当。 データなし												
12. 環境影響情報													
水生環境有害性 短期(急性)	水生生物に毒性												
水生環境有害性 長期(慢性)	長期継続的影響によって水生生物に毒性												
生態毒性	データなし												
残留性・分解性	データなし												
生体蓄積性	データなし												
土壤中の移動性	データなし												
オゾン層への有害性	モントリオール議定書の附属書に列記された物質を含まない。												
13. 廃棄上の注意													
残余廃棄物	廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へ、そのまま流さないこと。排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。												
汚染容器及び包装													
14. 輸送上の注意 国際規制	<table> <tr> <td data-bbox="521 1774 699 1807">海上規制情報</td><td data-bbox="791 1774 1031 1807">IMOの規定に従う。</td></tr> <tr> <td data-bbox="521 1807 608 1841">UN No.</td><td data-bbox="791 1807 850 1841">1263</td></tr> <tr> <td data-bbox="521 1841 718 1874">Proper Shipping Class</td><td data-bbox="791 1841 871 1874">PAINT</td></tr> <tr> <td data-bbox="521 1874 699 1908">Packing Group</td><td data-bbox="791 1874 807 1908">3</td></tr> <tr> <td data-bbox="521 1908 702 1942">Marine Pollutant</td><td data-bbox="791 1908 818 1942">Ⅲ</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="791 1942 914 1971">Applicable</td></tr> </table>	海上規制情報	IMOの規定に従う。	UN No.	1263	Proper Shipping Class	PAINT	Packing Group	3	Marine Pollutant	Ⅲ		Applicable
海上規制情報	IMOの規定に従う。												
UN No.	1263												
Proper Shipping Class	PAINT												
Packing Group	3												
Marine Pollutant	Ⅲ												
	Applicable												

国内規制	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1263
	Proper Shipping Class	PAINT 3
	Packing Group	III
		取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。
		陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。
		海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。
		航空輸送 航空法に定めるところに従う。
	陸上規制	該当しない
緊急時応急措置指針番号	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	国連分類	3
	容器等級	III
	海洋汚染物質	該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
15. 適用法令 労働安全衛生法	国連分類	3
	等級	III
		128

第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号)
 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
 ・エチルベンゼン(法令指定番号:70) (0.15%)
 ・キシレン(法令指定番号:136) (0.15%)
 ・クメン(法令指定番号:138) (0.15%)
 ・トリメチルベンゼン(法令指定番号:404) (6.2%)
 ・ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)(法令指定番号:551) (5%)

毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理 促進法(PRTR法)	・メタノール(法令指定番号:560)(0.15%) ・石油ナフサ(法令指定番号:330)(5%) ・結晶質シリカ(がん原性物質)(法令指定番号:165の2)(0.15%) ・酸化チタン(Ⅳ)(法令指定番号:191)(15%) ・酸化亜鉛(法令指定番号:188)(0.15%) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 安衛則第577条の2第3項に規定するがん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号) ・シリカ(結晶質、非晶質を包含した二酸化ケイ素) 非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) ・トリメチルベンゼン(管理番号:691)(6.2%)
化審法 水質汚濁防止法	優先評価化学物質(法第2条第5項) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法 悪臭防止法 大気汚染防止法	指定可燃物、可燃性液体類 特定悪臭物質(施行令第1条) 特定物質(法第17条第1項、施行令第10条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告) 個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 油性混合物(施行規則第2条の2) 危険物(施行令別表第1の4) 有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)
海洋汚染防止法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
外国為替及び外国貿易 法 船舶安全法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法) 水道法	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令第101号)

下水道法

労働基準法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

連絡先
参考文献

本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により訂正されることがあります。全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。

本書には通常の危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは保証出来ません。

記載事項は通常の実施を前提としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。

その他

東日本塗料株式会社

溶剤便覧

製品評価技術基盤機構(NITE)

メーカーSDS

日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」

日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」

日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」

日本ケミカルデータベース製物質データベース

[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。

この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学製品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の実施を前提としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。